

令和 8 年度山形県障がい者虐待防止・権利擁護研修実施要領 (自治体職員コース)

1 目的

障害者虐待・権利侵害の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町職員等の理解促進と資質の向上を図ることを目的とする。

障がい者福祉施設等での虐待が、全国的に大きく報じられることがある中、本県においても障がい者虐待は毎年発生しています。重大な結果となる前に、何よりも未然防止が重要です。

☆山形県での令和 6 年度障がい者虐待の状況

- ・ 障がい福祉サービス従事者等による虐待件数（人数）は 5 件（9 人）で、令和 5 年度の 4 件（47 人）から件数増加。
- ・ 養護者による虐待件数（人数）は 16 件（16 人）で、令和 5 年度（15 件・15 人）より増加。

※令和 7 年度分については取りまとめ中

2 主催 山形県

3 主管 社会福祉法人山形県社会福祉事業団

4 受講対象者

各市町村障がい福祉担当課職員、相談支援専門員等の相談支援事業従事者、各総合支庁等障がい福祉関係職員 40 名程度

5 研修日程、会場

講義（動画配信）を演習前に各自受講のうえ、演習に参加いただきます。

日 程	期 日	実施方法
講義 (動画配信)	令和 8 年 11 月中旬～ 令和 8 年 12 月 11 日（金）	YouTube によるオンデマンド配信
演習 (集合形式)	令和 8 年 12 月 14 日（月）	会場：山形県庁 1201 会議室 (〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1)

6 研修カリキュラム

別紙 1 のとおり（正式なカリキュラムは受講決定後にお知らせします）

7 受講申込

受講を希望する方の推薦者（所属長等）が、山形県電子申請サービスにてお申込みください。

(1) 電子申請サービスへの登録

別紙「電子申請の手順と注意事項」を必ず御確認の上、登録を行ってください。

(2) 申込締切 令和 8 年 11 月 6 日（金）まで

- (3) 定員を超える申込みがあったときは、受講申込内容を基に次の点を考慮して受講者を選定します（先着順ではありません）。
- ① 同一所属から複数名申込み場合、優先順位が高い方
 - ② 過去に虐待防止研修を受講したことがない方
- (4) 受講の可否の決定通知
受講可否通知は、令和8年11月中旬にメールで通知する予定です。

8 その他

- (1) 参加費は無料です。ただし、インターネット等の通信料や研修で使用する資料の印刷代等、受講に係る費用は各所属の負担となります。
- (2) 研修の受講にあたっては、事前に次のマニュアルをお読みください。

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（自治体向けマニュアル）」
発行日：令和6年7月
発行：厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

- (3) 上記マニュアルは、研修当日必ず御持参ください。本県ホームページ「健康福祉部」→「障がい福祉課」→「令和8年度山形県障がい者虐待防止・権利擁護研修の開催について」からダウンロードすることができます。
- (4) 受講者に関する個人情報、研修の受講者名簿、履修状況管理等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。
- (5) 当日体調のすぐれない方は受講をお控えください。
研修実施中は適宜会場内の換気を行いますので、各自上着等で温度調整をお願いします。

9 問合せ先

- (1) 研修の内容に関するお問合せ
〒990-0057 山形市宮町一丁目3番36号
社会福祉法人 山形県社会福祉事業団事務局 事業調整課
電話番号:023-623-9127
- (2) 研修の申込みに関するお問合せ
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1
山形県健康福祉部障がい福祉課
事業指導・医療的ケア児支援担当 担当：木村・高畠
電話番号:023-630-2148

別紙 1 (研修カリキュラム)

項目	内容	時間
講義 (動画配信) ※演習前に事前 視聴	I 障害者虐待総論—成立までの経過、社会的意義	30 分
	II 障害者虐待防止法の概要	45 分
	III 当事者の声	45 分
	IV 性的虐待の防止と対応	30 分
	V 身体拘束等の適正化の推進	30 分
	VI 通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～	30 分
	I－1 養護者による障害者虐待の防止と対応①	30 分
	I－2 養護者による障害者虐待の防止と対応②	60 分
	II 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応	60 分
	III 使用者による障害者虐待の防止と対応	50 分
	IV 事実確認調査における情報収集と面接手法（基礎編）	20 分
	V 事実確認調査における情報収集と面接手法	80 分
演習	演習① 養護者による障害者虐待防止の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習	180 分
	演習② 施設従事者による障害者虐待防止の通報受理から事業所指導の検討にかけての演習	180 分

別紙2（電子申請の手順と注意事項）

※電子申請を行う前に必ず御確認ください。

- ① 申込みページを開きます。

下記URL（申込みページに繋がります）

https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=22114



または、

「やまがた e 申請 山形県電子申請サービス」

https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_initDisplay

「手続き一覧」の中から、「令和8年度山形県障がい者虐待防止・権利擁護研修
受講申込」

をクリックしてください。

- ② 「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックし、説明を読んで手続き内容を確認し、利用規約に同意した場合、「同意する」をクリックしてください。
※ 利用者登録をせずに申し込むことができます。
- ③ 連絡先メールアドレスを入力し、「完了する」をクリックすると、折り返し、入力したメールアドレス宛に申込みフォームのURLが送信されます。
※ この時入力したメールアドレスあてに、受講可否通知や研修に係る連絡等を送付いたします。そのため、研修修了まで確実に使用することができる、かつ自身で確認ができるメールアドレスを入力してください。
※ 携帯会社のキャリアメールアドレスは受信容量が小さいため、通知等を受信できない場合があります。使用しないでください。
※ 迷惑メール対策やURLリンク付きメールを拒否する設定等を行っている場合は、解除してください。
- ④ URLから申込みフォームにアクセスし、必要事項を入力してください。
申込み完了後は自動返信メールが届きます。このメールに記載されている整理番号とパスワードは、申込み内容の修正や、照会を行う際に使用します（修正や照会の方法は、山形県電子申請サービスホームページのFAQを御確認ください）。